

入札説明書等に関する質問（2回目）に対する回答書

通番	資料名	頁	行	該当箇所							項目名	質問	回答
				記載例									
				第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
575	入札説明書	2	4	第2	2						事業の対象となる公共施設等	都市公園（鹿沼公園）と記載がありますが、鹿沼公園北側エリア（駐車場ゾーン）も都市公園に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	本事業の実施にあたり、現在の図書館・視覚ライブラリーの敷地を都市公園区域に編入します。
576	要求水準書	12	16	第1	4	(3)					健全度調査	遵守すべき法令等の中で「相模原市公園施設長寿命化計画」が示されていますが、相模原市公園施設長寿命化計画における鹿沼公園の健全度調査結果を提供していただけますでしょうか	令和7年度の点検結果を近日中に市ホームページにおいて開示します。
577	要求水準書	25	16	第2	3	(2)					配置計画	各ゾーンの形状の提案については、施設配置などに応じてゾーン区分を食い込ませるなどの境界を調整することは可能と考えてよろしいでしょうか。	ゾーンの境界の形状については、事業者の提案に委ねます。
578	要求水準書	37	13	第2	5	(2)	7				諸室計画	「各諸室の面積は、各要求水準や定員等を踏まえ、この値を参考に提案すること。」とありますが、要求水準や定員等の条件を満たしている場合、各諸室の面積の上限值及び下限値の条件はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、事務室や倉庫については、将来的な人員や備品の増減、職員の働きやすさや備品管理のしやすさにも配慮した計画としていただくことを期待します。
579	要求水準書	39	23	第2	5	(2)	7	表	2-7		導入する機能・施設及び参考面積	「公用施設（まちづくりセンター及び国際交流ラウンジ）を除いた延床面積が、現在の延床面積の合計7,425㎡未満」とありますが、公共施設等適正管理推進事業債の活用を考慮したうえで、延床面積から除くことのできるまちづくりセンターの機能は「まちづくりセンター窓口」「まちづくりセンター事務室」、「待合」の内、どの諸室が該当するかご教示ください。	公共施設等適正管理推進事業債の活用を考慮したうえで複合施設全体の延べ床面積から除く公用施設の面積の対象は、要求水準書の表2-7のうち、以下の、①公用施設の面積と、②共用部分を①公用施設と③公共施設の面積で按分する面積の、合計とします。 【全体の延床面積から除く公用施設の面積＝①+(②×①÷(①+③))】 ①公用施設 ・窓口待合スペース ・まちづくりセンター事務室 ・国際交流ラウンジ事務室 ・まちづくりセンター窓口 ②共用部分 ・フリースペース ・職員会議室、コミュニティ室 ・相談室 ・男性用・女性用・バリアフリートイレ、利用者用給湯室、授乳（搾乳）室 ・エントランス、廊下、階段等 ・更衣室、休憩室、休養室 ・倉庫 ・機械室 ・その他上記挙項目に準ずる共有部分（庇を含む） ③公共施設 ・複合施設全体から①及び②を除いた部分
580	要求水準書	39	28	第2	5	(2)	イ	(ア)			フリースペース	自主事業としてカフェを実施する場合、フリースペースを占有しなければカフェ利用者がフリースペースを利用することは問題ないでしょうか。また、その場合使用料の扱いはどうなりますでしょうか。	自主事業によるカフェでテイクアウトしたメニューをフリースペースで飲食することは可能です。この場合、目的外使用許可に関する使用料は発生しません。 一方で、フリースペースを自主事業によるカフェの一部として使用するような場合は、当該エリアをフリースペースではなく自主事業を行うエリアの一部として取り扱い、目的外使用許可に基づく使用料を徴収します。
581	要求水準書	44	13	第2	5	(2)	イ	(ウ)	j		多目的ホールについて	グランドピアノ・アップライトピアノについて、移設後の調律及び維持管理は事業者負担と理解しております（第1回質疑 通番099等）。事業者が適切に維持管理費を見積もるため、各ピアノについて①製造年・メーカー・機種、②現在の調律実施頻度（年間回数）、③直近の整調・整音・修理等の実施履歴と費用実績、④弦・ハンマー等の消耗部品の状態をご教示ください。資料がない場合は、市にて把握されている範囲で結構です。	別紙のとおり開示します。
582	要求水準書	45	5	第2	5	(2)	イ	(エ)	a		各エリア共通	登録・入退室が容易に把握できるシステム等の導入を期待しておりますが、貴市で想定されている具体的な機器及び対応策等はございますでしょうか。	具体的に想定している機器等はありません。

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答
				記載例	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
583	要求水準書	49	34		第2	5	(2)	ウ	(イ)			共通	自動貸出機及び自動返却機は事業者側の負担及び設置をお考えでしょうか。	自動貸出機、自動返却機は、市の負担で調達し、設置します。
584	要求水準書	50	1		第2	5	(2)	ウ	(イ)			共通	セキュリティゲートは事業者側の負担及び設置をお考えでしょうか。	セキュリティゲートは、市の負担で調達し、設置します。
585	要求水準書	52	17		第2	5	(2)	ウ	(オ)	a		児童向けカウンタ	返却日表示ボードとは備品リストNo.190のライブラリーカレンダーと同じものであると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
586	要求水準書	53	30		第2	5	(2)	ウ	(オ)	c		おはなしスペース	靴を脱いでの使用を想定されておりますが、個室としての空間を想定されているのでしょうか。お考えをお示し願います。	個室でなければならない、とは考えておりません。
587	要求水準書	54	17		第2	5	(2)	ウ	(カ)	b		参考図書コーナー	座席は、地図などの大きい資料の閲覧にも適した広さがありますが、備品リストには特に言及されておりませんが、このスペース独自に用意する必要はございますでしょうか。	要求水準に従い、地図などの大きい資料の閲覧用テーブルをご準備ください。
588	要求水準書	54	18		第2	5	(2)	ウ	(カ)	b		参考図書コーナー	複写サービス用の複写機を1台設置とありますが、備品リストや持ち込み備品リストには特に言及されておりません。これは事業者側の負担及び設置をお考えでしょうか。	複写サービス用の複写機は、市の負担で調達し、設置します。
589	要求水準書	57	10		第2	5	(2)	ウ	(ク)	c		返却ポスト	ICタグとの連携を想定しておりますが、そのような機器類については事業者側の負担・設置を求められているのでしょうか。	ICタグの導入は、市が本事業とは別に進めているものであり、必要となる機器は市の負担で調達し、設置します。
590	要求水準書	57	25		第2	5	(2)	ウ	(ク)	b		展示ギャラリー	可動式の展示ケースについて想定されている規格・仕様・数量がありましたら、ご教示願います。また、これらは事業者側の負担・設置をお考えでしょうか。	現状では、60cm×150cm×80cmの鍵がかかるガラスケースが3台分設置してありますので、同程度のケースを3台以上設置してください。
591	要求水準書	61	23		第2	5	(2)	オ	(イ)	a		出入口・エントランスホール	複合施設の入館者数を自動的に計測できる仕組みを導入とありますが、これらは事業者側の負担・設置をお考えでしょうか。	事業者の負担（サービス対価の範囲内）にて導入して下さい。
592	要求水準書	63	26		第2	5	(2)	オ	(ク)	a (b)		事業者事務室	「各事務室は子どものためのスペースの事務室を除き、可能な限り集約し、効率的な配置とすること」とありますが、事業者事務室については他事務室と分けた方が良いと考えられる場合、独立して設けることは可能でしょうか。	事業者事務室を他の事務室と独立して設けることも可能です。ただし、各施設や機能、職員の連携が図られ、複合施設全体として効率的・効果的な施設運営となるよう、適切な配置をご提案ください。
593	要求水準書	63	26		第2	5	(2)	オ	(ク)	a (b)		まちづくりセンター窓口	「各事務室は子どものためのスペースの事務室を除き、可能な限り集約し、効率的な配置とすること」とありますが、まちづくりセンター窓口、まちづくりセンター事務室、待合が一体であれば、他の事務室と近接した配置として独立して設けることは可能でしょうか。	ご質問のような配置も可能です。ただし、まちづくりセンター事務室については、図書館事務室、公民館事務室、国際交流ラウンジ事務室との集約を優先してご検討いただきたく存じます。また、まちづくりセンター窓口は日常的に個人情報等の取扱いがある事務室であることにも配慮をお願いします。
594	要求水準書	64	10		第2	5	(2)	オ	(ク)	a (b)		共通事項	本市職員が利用するコピー機、デジタル簡易印刷機を設置する場所とありますが、備品リスト及び持込備品リストに記載されている台数以外は想定されていないという認識でよろしいでしょうか。	現時点では想定しておりませんが、今後の市役所全体でのDXの取組等により、機器や台数が増える場合は、対応を協議することとします。
595	要求水準書	65	18		第2	5	(2)	オ	(ク)	a (g)		まちづくりセンター窓口	想定されている個室ブースの数がございましたら、ご教示願います。	個室ブースは1箇所設置することを想定しています。
596	要求水準書	65	24		第2	5	(2)	オ	(ク)	a (g)		まちづくりセンター窓口	防犯上の目的から対応窓口を閉鎖できるようにすることとございますが、ハード的に堅牢にするのが視覚的な障壁でいいのをお考えをご教示願います。	視覚的な障壁だけではなく、物理的に侵入を防ぐような対策をお願いいたします。なお、市はパイプシャッター等の設置を想定しておりますが、これに限るものではありません。
597	要求水準書	67	25		第2	5	(3)	イ				搬出入スペース	貸室用搬出入スペースについて、利用されていない時間であれば自主事業の備品等の荷下ろし時に使用しても宜しいでしょうか	問題ありませんが、使用に当たっては、安全の確保を図るとともに、貸室用搬出入スペースの管理者と情報共有や調整を行ってください。
598	要求水準書	76	9		第2	5	(4)	ウ	(カ)			表2-13 電気、水道等の使用量の計量区分について	事業者提案施設（自主事業）において、複合施設内にカフェなどの飲食施設を行う際に、水光熱費にかかる小メーターをそれぞれ設置し読めるようにする（サービス対価支払い時に複合施設のメーターから自主事業にかかる小メーターを差し引き申告）という認識で間違いございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
599	要求水準書	79	10		第2	6	(2)	ア				白鳥池の浸漬	白鳥池では、平成2年に土砂の浸漬を1回実施しているとのことですが、浸漬に関する費用算出のため、平成2年の浸漬を実施した月の鹿沼公園の光熱水費の使用量をお示しください。	詳細な使用量は不明です。
600	要求水準書	80	10		第2	6	(2)	ア				公園計画	井戸の既往調査資料（揚水量、水質、井戸深度等）があればご提示ください。	井戸浸漬業務に関する資料を別紙のとおり開示します。
601	要求水準書	80	24		第2	6	(3)	ア				幼児専用広場と公園管理事務所	「幼児専用広場は公園管理事務所の貸出場所近くに設置すること。」としている意図を教えてください。複合施設ではできない、公園管理事務所の貸出場所での、幼児向けの機能を期待されていることがあるということでしょうか。	公園事務所の貸出場所から補助輪付きの自転車や幼児用カートを持って幼児と親が移動することも想定し、幼児専用広場までの移動距離がなるべく短くなるよう、貸出場所近くに配置することを求めています。

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答	
				記載例	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
602	要求水準書	81	11		第2	6	(3)	ウ					保存機関車	保存機関車は、市に帰属し、指定管理者は日常点検を行い、修繕が必要な場合の修繕費は市負担という認識でよいのか？	保存機関車の日常的な修繕は市との協定に基づき、相模原D52保存会に行っていただいております。また、大規模な修繕が必要な場合は、展示者である市が対応することになります。 本事業における事業者（指定管理者）の業務範囲は、日常の状態確認を行うとともに、保存活動を行う際に要求水準に示す協力を行っていただくことになります。
603	要求水準書	81	25		第2	6	(4)	ア					公園計画	日常的に利用可能なテニスコートは4面整備いたしますが、運営の工夫ではテニス以外の活用ができるものを整備しても良いでしょうか。	テニスコートは稼働率も高く、これまで通りのサービス水準を確保するという観点から、少なくとも要求水準書 表9-2に示すテニスコートの開園時間については、テニス専用として運営を行ってください。
604	要求水準書	81	30		第2	6	(4)	ア					テニスコートの受付	「利用受付は公園管理事務所を基本とするが、複合施設総合窓口においても受付できるようにすること」とありますが、公園管理事務所のテニスコート利用受付機能は必須でしょうか。配置によって、総合窓口の方のみの利用となることが想定される場合、複合施設の総合窓口のみで運用でもよいでしょうか。	テニスコートの受付は、原則として公園管理事務所で行うものとなるため、公園管理事務所での受付機能の準備は必要となります。そのうえで、複合施設総合窓口において利用受付ができるようにして下さい。
605	要求水準書	81	30		第2	6	(4)	ア					テニスコートの受付	「利用受付は公園管理事務所を基本とするが、複合施設総合窓口においても受付できるようにすること。」とあるが、複合施設内に総合窓口以外の窓口をつくる場合、そこで受付をしてもよいのか。	複合施設総合窓口は、貸室の利用受付及び鍵の受け渡しを行う窓口として整備し、テニスコートの利用受付もできるようにすることを求めており、貸室とテニスコートの利用受付の場所をまとめることで、利便性を高めることを意図するものです。 利用者の利便性の観点から、複合施設の総合窓口以外の受付窓口を設置していただくことは可能ですが、上記の趣旨を踏まえた提案を行ってください。
606	要求水準書	82	26		第2	6	(5)	ア					公園計画	「災害時の広域避難場所として利用されることを前提に」とありますが、災害時の対応として公園施設として整備を想定しているものはありますか。（例：ソーラー照明等）	広域避難場所として利用されることを前提として整備する施設としては、多目的広場、芝生広場が上げられますが、要求水準書に定める以上の想定はしていません。これ以外の機能や施設の導入については、事業者の提案に委ねるものとします。
607	要求水準書	84	7		第2	6	(7)	ア					公園計画	「電気自動車の為の区画」とありますが、急速充電器の出力（50kW、90kW等）の指定はありますか。	特に指定はありません。
608	要求水準書	84	8		第2	6	(7)	ア					利用者駐車場	「電気自動車の急速充電器は、汎用性のある認証課金システム（通信モジュール付き）を有するものとする。」との記載がありますが、料金設定は事業者の提案で良いでしょうか。	料金設定は事業者の提案によるものとします。
609	要求水準書	87	2		第2	6	(8)	ア	(コ)				車庫	車庫とは室内空間を想定されておりますでしょうか。	車庫は公園管理事務所の1室として整備することを想定しております。
610	要求水準書	87	2		第2	6	(8)	ア	(コ)				車庫	管理用車両は、備品リストや持込備品リストに記載がございませんが、事業者側の負担・設置とお考えでしょうか。	お見込みのとおりです。
611	要求水準書	87	12		第2	6	(8)	ア	(シ)				保存機関車展示にかかると作業道具の保管庫	作業道具の保管スペースとは持ち込み備品リストNO668のスチール棚に作業道具がすべて収まるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
612	要求水準書	87	24		第2	6	(8)	ア	(シ)				什器・備品等	既存の管理事務所から持ち込む備品についてリスト計上がございません。全くないという認識でよろしいでしょうか。	既存の公園管理事務所から持ち込む予定の什器・備品はありません。
613	要求水準書	88	8		第2	6	(8)	エ					公園計画	「歩道状空地を設ける範囲は、歩道上空地を外周園路として活用することを検討すること」とありますが、外周園路として兼用する場合、ジョギング走者と一般歩行者の分離は必須でしょうか。	分離するかどうかは事業者の提案に委ねますが、道路側の歩行者と公園利用者の双方が安全に利用できるように配慮した計画としてください。
614	要求水準書	88	22		第2	6	(8)	オ					公園計画	「400台以上の駐輪スペースを確保すること」とありますが、イベント時の臨時駐輪スペースは400台に含めてよいでしょうか。	臨時駐輪場の整備は求めておりませんが、イベント等において必要な場合には、駐輪場以外のスペースを利用できるものとします（行為の許可等の必要性については市と協議するものとします）。ただし、公園内は自転車の乗入れができないことから、駐輪場の近くに臨時駐輪場として活用できるスペースを確保するものとしてください。
615	要求水準書	89	1		第2	6	(8)	キ					樹木診断	樹木の伐採検討にあたって、鹿沼公園の樹木台帳、樹木点検記録、樹木診断カルテ、伐採・剪定履歴の有無がありましたらご提供いただけますでしょうか。	樹木の台帳はありませんが、令和2年に行った樹木調査（樹木計測、初期診断、外観診断）の記録を別紙のとおり開示します。
616	要求水準書	90	8		第2	6	(8)	シ					指定喫煙場所	指定喫煙場所の面積は事業者の提案で良いでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答
				記載例										
第1 1 (1) 7 (7) a (a)														
617	要求水準書	90	8	第2	6	(8)	シ					指定喫煙場所	指定喫煙場所の設置場所は、本計画敷地内であれば建物内外問わず設置することができるのでしょうか。	指定喫煙場所は、都市公園の区域内で屋外に設置して下さい。原則として建物内部には設置できません。また、指定喫煙場所をいわゆるコンテナタイプ等の屋根のある施設とすることは想定しておりません。
618	要求水準書	90	8	第2	6	(8)	シ					指定喫煙場所	指定喫煙場所は、防火・防犯のため、夜間は閉鎖すると考えて良いでしょうか。	指定喫煙場所は、24時間年中無休で利用できるようにしてください。
619	要求水準書	90	33	第2	6	(8)	ソ	(7)				事業者が設置を提案する施設	事業者の判断により設置を提案する施設（無料）の例として例えば、噴水や徒渉池のように維持管理コストの増大が懸念されるもの等を想定とありますが、水盤のような水景も同様と考えればよろしいでしょうか。また水ではなくミストはこれに含まれないと考えればよろしいでしょうか。	提案の内容にもよりますが、水盤等の水景は、事業者が設置を提案する施設（市が導入を想定していない公園施設）に該当するものと認識します。 なお、ミストについては、熱中症対策等のために有効な対策として捉えられる範囲の機器・設備の導入であれば、事業者が設置を提案する施設（市が導入を想定していない公園施設）という位置づけには該当しないものと考えます。
620	要求水準書	91	2	第2	6	(8)	ソ	(7)				事業者が設置を提案する施設	念のための確認ですが、「事業者の負担により設置及び管理を行うこと」とは整備費、管理費及び撤去費をサービス対価に含めて提案することが不可ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
621	要求水準書	91	2	第2	6	(8)	ソ	(7)				事業者が設置を提案する施設	建物の外構や公園の広場部分等に利用者の休憩のための椅子や机等を配置した場合、それらは事業者が設置を提案する施設になりますでしょうか。	要求水準書においては、個別のゾーンの記述において、ベンチ等の設置を求めています。また、第2/6/(8) その他の公園施設として、これ以外のパーゴラ・あずまや・ベンチ等の休憩施設の設置を求めています。利用者の休憩のための椅子や机等については、これらのいずれかに該当するものと判断されることから、事業者が設置を提案する施設（市が導入を想定していない公園施設）には該当しないものと考えます。
622	要求水準書	92	13	第2	6	(9)	イ	(7)				公園計画	再利用対象となるLED灯具38基について、適切な再配置をするためにもメーカー・型番・設置年次・設置箇所・配光データをご提供いただけますでしょうか。また、灯具のみの活用として良いでしょうか。	別紙のとおり開示します。また灯具のみの活用として問題ありません。
623	要求水準書	99	34	第3	2	(5)						国庫補助金等関連業務	「必要となる図書や資料の作成等を行い」とありますが、業務量の把握のため、補助金や図書、資料等の具体的な内容をご教示ください。	平面図等の図面の編さんや補助額の算定等を想定しています。
624	要求水準書	107	3	第5	2	(1)						解体・撤去工事	公園内の既存施設(公園管理事務所、児童交通公園管理事務所、トイレ)及び図書館に基礎杭がある場合、撤去は必要でしょうか。	杭がある場合には、杭の撤去を行って下さい。
625	要求水準書	108	9	第5	2	(2)						建設工事	段階的な公園整備の提案の自由度について、テニスコート・駐車場など、仮設を含む、最低限の共用期間の目安などありますでしょうか。	要求水準に示す条件以外には供用期間や整備順序等についての目安等はありません。
626	要求水準書	110	21	第5	2	(4)	エ					部分引渡し及び部分払における検査及び確認	プロジェクトファイナンスでの融資実行に際して、金融機関から、引渡しを確認できる証憑の提出が求められます。部分引渡し完了後において、貴市から引渡しを証する書面を発行いただけるようご規定いただけますでしょうか。また、発行いただける場合、引渡しから発行までの期間をご教示ください。	完成確認通知の発行後、市に対して、請求書と合わせて部分引渡し書をご提出ください。事業者からの依頼がある場合には、部分引渡し書の受領通知を発行することは可能です。なお、受領通知の発行には、概ね7日程度の期間を想定しています。
627	要求水準書	110	22	第5	2	(4)	エ					部分引渡しの手続	公園内をA・B・Cに区画し、区画A・B・Cの順に段階的に整備を行い、整備完了した区画を順次供用開始する場合、本項の『部分引渡しの対象施設ごと』とは、公園内の区画A・区画B・区画Cごと（に本市による完成確認を受ける）との理解で正しいでしょうか？ この理解が正しい場合、貴市による整備完了した区画ごとの完成確認後に国交省関東整備局の『指定部分引渡書』雛形と同等の書類交付を事業者が受ける手続きを事業契約書も含めてご規定ください。 この理解が誤っている場合、当該区画ごとに貴市が完成確認し、当該『指定部分引渡書』雛形と同等の書類交付を事業者が受ける手続きを事業契約書も含めてご規定ください。 部分引渡し区画に係る貴市と事業者とのリスク分担を明確化する「引渡しした証」が必要であることに加え、当該証がない場合に金融機関からの資金調達に支障が出る可能性があります。	完成確認通知の発行後、市に対して、請求書と合わせて部分引渡し書をご提出ください。事業者からの依頼がある場合には、部分引渡し書の受領通知を発行することは可能です。
628	要求水準書	116	27	第7	2	(2)	オ	(7)				児童公園の個人利用	「児童公園の個人利用は、利用当日、公園管理事務所受け付け」とありますが、受付が必要な個人利用とはどのような内容を想定していますか。	自転車やカート等の乗用玩具の貸出を伴う通常時の利用が該当します。

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答	
				記載例	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
629	要求水準書	116	27		第7	2	(2)	オ	(ア)				児童公園の個人利用	(前述の更問い) 児童公園の個人利用を、公園管理事務所ではなく、複合施設の窓口で受け付けてもよいでしょうか。	自転車やカート等の乗用遊具の貸出を伴うことから、公園管理事務所において受付ができるようにしてください。 その上で、複合施設の窓口でも受付を行う提案を認めますが、個人利用の場合の遊具は先着順で利用できるものとしておりますので、順番待ち等のルールが適切に設定・運用でき、貸出場所での対応に支障がでない仕組みを採用してください。
630	要求水準書	116	28		第7	2	(2)	オ	(ア)				児童公園の団体利用	「なお、児童公園を団体で利用する場合は、利用予定日の5日前までに申込を受け付ける。」とありますが、これについては、公園管理事務所で受け付けとは書かれていないため、複合施設の窓口などの受け付けも可能でしょうか。	複合施設を除く公園内の各施設の利用受付等については、公園管理事務所の窓口にて実施することを基本としてください。その上で、受付業務の管理が煩雑にならない運用が確保される場合には、複合施設内でもこれらの受付を行うことは可能です。
631	要求水準書	120	10		第8	1	(1)	ウ					表8-1	中規模改修工事について、具体的にどのような内容が想定されますでしょうか。「建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。」と考えてよろしいでしょうか。	相模原市一般公共建築物長寿命化計画(令和6年3月改訂)の9頁に記載している中規模改修工事の項目を想定しております。
632	要求水準書	127	9		第8	2	(1)	ウ					什器・備品等管理業務	管理対象となる什器・備品等のうち、市が持ち込むものについて、市所有ではない什器・備品やパソコン等は管理対象外と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、市が複合施設へ持ち込む既存の什器・備品のうち、市が管理する事務室に配置するもの及び市や関連団体が実施する事業等で使用し倉庫に配置するもの(別紙8に示すNo.399からNo.410、No.412からNo.444、No.465、No.481からNo.606-4)は、原則として市又は関連団体が管理することを想定しています。
633	要求水準書	127	9		第8	2	(1)	ウ					什器・備品等管理業務	管理対象となる什器・備品等のうち、市が持ち込むものについて、防災無線等は事業者が管理できないと想定されます。市が管理することが明確な什器・備品等があれば、全てお示しください。	市が複合施設へ持ち込む既存の什器・備品のうち、市が管理する事務室に配置するもの及び市や関連団体が実施する事業等で使用し倉庫に配置するもの(別紙8に示すNo.399からNo.410、No.412からNo.444、No.465、No.481からNo.606-4)は、原則として市又は関連団体が管理することを想定しています。
634	要求水準書	127	9		第8	2	(1)	ウ					什器・備品等管理業務	複合施設に設置する什器・備品等は、備品台帳により適切に管理するとありますが、市が持ち込む什器・備品等については使用している備品台帳を事業者に引き継いでいただくと考えて良いでしょうか。	市が複合施設へ持ち込む既存の什器・備品のうち、原則として市又は関連団体が管理することを想定しているもの(別紙8に示すNo.399からNo.410、No.412からNo.444、No.465、No.481からNo.606-4)以外で、事業者の管理とするものについては、備品台帳を事業者に引き継ぎます。
635	要求水準書	127	10		第8	2	(1)	ウ	(ア)				什器・備品管理業務(引渡時の状態・帰責)	別紙8の持込備品のうち、現時点で貴市において修繕・更新が必要と認識されているもの、または近い将来に更新時期を迎えるものがあれば、品目をご教示ください。あわせて、引渡し時点で故障・著しい劣化が判明している備品について、その修繕・更新責任が事業者に帰属するのか、貴市にて事前に対応されるのかをご教示ください。	市が複合施設へ持ち込む既存の什器・備品のうち、原則として市又は関連団体が管理することを想定しているもの(別紙8に示すNo.399からNo.410、No.412からNo.444、No.465、No.481からNo.606-4)以外で、事業者の管理とするものについては、市が必要に応じて修繕・更新を行うなど継続利用ができる状態で事業者へ引き渡すことを想定していますが、事業者において、引渡後の修繕・更新等の維持管理リスクを踏まえ同等品以上の什器・物品を調達し管理していただくことは差し支えありません。 また、事業者へ引き渡す什器・備品について、引渡後に市の帰責事由により損傷等が発生した場合に要する修繕・更新費用は、合理的な範囲で市が負担するものとします。
636	要求水準書	127	18		第8	2	(1)	ウ	(イ)				什器・備品管理業務	要求水準書 第8 2(1)ウ では、本市が持ち込む什器・備品等についても、事業者による点検・保守・修繕・更新の対象とされています。一方、別紙8の持込備品は、現在の状態・使用履歴を貴市のみが把握しており、事業者が修繕・更新の要否や時期、費用を合理的に見積もることが困難です。つきましては、(a) 持込備品の修繕・更新に係る費用について、想定外の高額な負担が事業者に集中しないよう、リスク分担上の上限設定や別途協議の枠組みをご検討いただけないでしょうか。あわせて(b) 持込備品の修繕・更新に要した費用が、サービス対価とは別に精算(実費相当の支払い)の対象となる余地があるかをご教示ください。	市が複合施設へ持ち込む既存の什器・備品のうち、原則として市又は関連団体が管理することを想定しているもの(別紙8に示すNo.399からNo.410、No.412からNo.444、No.465、No.481からNo.606-4)以外で、事業者の管理とするものについては、市が必要に応じて修繕・更新を行うなど継続利用ができる状態で事業者へ引き渡すことを想定していますが、事業者において、引渡後の修繕・更新等の維持管理リスクを踏まえ同等品以上の什器・物品を調達し管理していただくことは差し支えありません。 また、事業者へ引き渡す什器・備品について、引渡後に市の帰責事由により損傷等が発生した場合に要する修繕・更新費用は、合理的な範囲で市が負担するものとします。

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答
				記載例										
				第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
637	要求水準書	127	28		第8	2	(1)	ウ	(ウ)			什器・備品管理業務	別紙8に記載されている貴市が持ち込まれる什器備品について、年間で点検・保守を実施されている什器備品がありましたら、その什器備品名とそれにかかる費用をご教授ください。	市が複合施設へ持ち込む既存の什器・備品のうち、原則として市又は関連団体で管理することを想定しているもの（別紙8に示すNo.399からNo.410、No.412からNo.444、No.465、No.481からNo.606-4）以外で、事業者の管理とするものについて、点検・保守を実施しているものはありません。なお、ピアノの調律等については、No.581をご確認ください。
638	要求水準書	127	28		第8	2	(1)	ウ	(ウ)			什器・備品管理業務	別紙8に記載されている貴市が持ち込まれる什器備品について、過去5年間の修繕実施状況をご教授ください。	市が複合施設へ持ち込む既存の什器・備品のうち、原則として市又は関連団体で管理することを想定しているもの（別紙8に示すNo.399からNo.410、No.412からNo.444、No.465、No.481からNo.606-4）以外で、事業者の管理とするものについて、過去5年間の修繕実績は以下のとおりです。なお、ピアノの調律等については、No.581をご確認ください。 ・別紙8 No.472ギターアンプ（R7年度）38,060円 ・別紙8 No.478ドラムヘッド（R7年度）14,080円、（R6年度）19,250円
639	要求水準書	128	17		第8	2	(1)	エ	(エ)	a		日常清掃	既存施設と鹿沼公園の一般廃棄物および産業廃棄物の処理費用と排出量の実績をご教示ください。	別紙のとおり開示します。
640	要求水準書	129	9		第8	2	(1)	オ	(ア)	b		長期修繕計画の対象範囲	要求水準書第82(1)オでは、維持管理業務開始前に長期修繕計画の作成が求められていますが、長期修繕計画の作成対象は、a 修繕・更新の実施に記載されている、複合施設の建築物及び建築設備のみが対象という認識でよろしいでしょうか。	ご質問の対象箇所については、お見込みのとおりですが、第8/2/(2)/コにおいて鹿沼公園についても長期の修繕計画を定めるものとしております。
641	要求水準書	130	31		第8	2	(1)	キ	(ア)			警備業務	警備業法第2条第1号第1号に定める業務で開館時間帯は巡回警備、閉館時間帯は機械警備を基本とする。とありますが、配置時間や配置人数、警備員を常駐させるかは事業者の提案に委ねるという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
642	要求水準書	130	31		第8	2	(1)	キ	(ア)			業務の内容	防犯・警備業務について、複合施設の開館時間帯の巡回警備は施設警備員以外の事業者職員が行い、閉館時間帯は機械警備を行う場合、要求水準を満たしていると考えてよいでしょうか。	警備業法に抵触しない体制等の構築をお願いいたします。
643	要求水準書	141	30		第8	2	(2)	サ	(ウ)	b		芝生の管理	参考のために、要求水準を満たしている管理を行っている相模原市内の公園を教えてください。	相模原麻溝公園の芝生広場や相模川自然の村公園の芝生広場が該当します。
644	要求水準書	150	6		第9	2	(1)	ア	(ア)	a	(a)	予約受付・貸出	キャンセル等について事業者の提案という回答がございましたがキャンセル規程（キャンセル料含む）なども提案に盛り込み選定後は、市と協議し定めるという認識で間違いございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、キャンセル時のペナルティのレベル感については、現在、市が実施している程度のを想定しています。なお、現状の公民館におけるキャンセルへの対応については、無断キャンセル及び利用日直前直日から利用日当日までの期間におけるキャンセルを繰り返した場合は、利用者登録を一時停止することができること定めております。また、青少年学習センターにおけるキャンセルへの対応については、無断キャンセルが3回累積した際、予約管理システム（Sネット）での予約を1か月間停止、ただし窓口での申込は可としています。
645	要求水準書	150	11		第9	2	(1)	ア	(ア)	a	(a)	利用料金	1回目の質問回答において、事業者費用負担および責任において各種電子決済を導入する提案も認めるとありますが、複合施設内の貸室（テニスコートは市の歳入（公金）になるため不可）のみという認識で間違いございませんでしょうか。	お見込みのとおり、複合施設内の貸室のみが提案可能な範囲になります。なお、Sネットの次回更新時に全所的にキャッシュレス決済を導入する可能性があります。その場合の決済方法については市と協議の上決定することとします。
646	要求水準書	157	6		第9	2	(1)	ウ	(ウ)	a	(b)	テニスコートの受付の運営業務	「公園管理事務所で行っているテニスコート運営業務のうち、予約又はキャンセルの受付、使用料金の入金事務を複合施設の窓口においても受付する。」とありますが、テニスコート運営業務のうち、それ以外の業務も複合施設の窓口において行ってよいでしょうか。（用具の貸出など）	公園管理事務所にて実施するテニスコート運営業務の全てを複合施設の窓口でも実施できるようにする提案は可能です。 ただし、テニスコートは、公園管理事務所で管理することを前提とする施設であるため、複合施設のみで行える業務があるような提案は認められません。
647	要求水準書	157	6		第9	2	(1)	ウ	(ウ)	a	(b)	テニスコートの受付の運営業務	「公園管理事務所で行っているテニスコート運営業務のうち、予約又はキャンセルの受付、使用料金の入金事務を複合施設の窓口においても受付する。」とありますが、テニスコート運営業務のうち、公園管理事務所で行えない業務はありますか。	公園管理事務所にて実施するテニスコート運営業務の全てを複合施設の窓口でも実施できるようにする提案は可能です。 ただし、テニスコートは、公園管理事務所で管理することを前提とする施設であるため、複合施設のみで行える業務があるような提案は認められません。

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答
				記載例										
				第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)				
648	要求水準書	166	12	第10	1						自主事業	複合施設内で飲食物販を行った場合の自主事業に対する目的外使用許可は基本的に更新いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	目的外使用に係る手続きは毎年度必要ですが、自主事業の内容や施設の使用形態等の許可の内容に変更がなければ、基本的に更新することを想定しています。	
649	要求水準書	169	27	第11	1						事業者提案施設	事業者提案施設において、公園外の利用を含むサービス（貸出・販売など）の提供は可能でしょうか。	事業者提案施設として設置できる施設は、都市公園法及び都市公園条例において整備が認められる公園施設のみであり、都市公園の効用を全うするために必要なサービス以外のサービスを提供する施設は、設置が認められない可能性があります。 「公園外の利用を含むサービス」の内容によって、事業者提案施設の設置を認めない場合があるにご留意ください。	
650	別紙12_設計、建設、工事監理業務における成果品及び提出書類等	1	51	1							鳥瞰図・透視図	枚数の想定があればご教示ください。	提案内容により見せ方が異なるものと考えられることから、事業者の提案とします。 最低限のものとして、施設全体の鳥瞰図、アイレベルでの外観パース、主要な諸室の内観パースの作成を行っていただきたいと考えております。	
651	別紙12_設計、建設、工事監理業務における成果品及び提出書類等	3	47	2							BELS 認証等の評価書	現場段階での最終納入機器の種別によって省エネ計算結果が若干変更になる可能性があります。実施設計段階では省エネ計算書をもって成果品とし、BELS認証は工事の完了検査の後、開館準備期間に最終的な省エネ計算の値をもって取得することは可能でしょうか。	実施設計成果品（建築設計）で提出することとしているBELS認証等の評価書は、ZEB Ready以上の認証取得がわかるものであり、原則として、実施設計完了時に提出をお願いしますが、工事の完了検査後にZEB Ready以上の認証取得を行うことに合理的な理由がある場合は、完了検査後の提出でも構いません。なお、詳細は提案の内容に合わせて本市との協議により決定するものとしています。	
652	別紙12_設計、建設、工事監理業務における成果品及び提出書類等	3	51	2							鳥瞰図・透視図	枚数の想定があればご教示ください。	提案内容により見せ方が異なるものと考えられることから、事業者の提案とします。 最低限のものとして、施設全体の鳥瞰図、アイレベルでの外観パース、主要な諸室の内観パースの作成を行っていただきたいと考えております。	
653	別紙13_本市による貸室利用	7									【青少年学習センター】	別紙13に記載されている「青少年学習センター」の事業は貴市所管課様が主体となって実施する事業（事業者主体の事業ではない）という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
654	サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法	7	16	2	(1)	ア	(イ)	c			サービス対価A-3	複合施設完成前の部分引渡しを複数回にわたって実施する場合、部分払いは年度ごとに1回を上限とし、事業者が提案する任意の回数で請求できるとの認識でよろしいでしょうか。	部分引渡しの他に、部分払いを各年度1回を上限に行うものとしております。	
655	サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法	21	19	3	(1)	ウ	(イ)	表9			改定方法	基準指標である、相模原市における水道、下水道、電気（東京電力）、ガス（東京ガス）の単価とは、具体的にどちらを参照すればよいでしょうか。	平均的な使用量における光熱水費の代金から算定される単位あたり金額を指標とし、その変動に基づき改定を行うことを想定しております。 なお、指標の考え方については事業者との協議により決定します。	
656	サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法	22	6	3	(1)	ウ	(イ)				改定方法	N年度（物価変動の改定を反映する年度）のサービス対価は、X年度（前回改定時）の指標と（N-1）年度の指標値（基準とする物価指数のN-2年の7月からN-1年の6月までの値の平均値）とを比較するとありますので、初回の改定時に使用する指標に関して、入札公告日が属する年度の指標値は、（令和7年10月から令和8年9月までの物価指数の平均値）ではなく、（令和7年7月から令和8年6月までの物価指数の平均値）を使用するほうがより比較する指数としては正しいのではないのでしょうか。	物価変動の有無の判定は、入札公告日を基準としています。 そのため、維持管理及び運営のサービス対価については、入札公告日の前後半年を含む1年間の平均値を物価変動の基準として設定しています。 一方、維持管理及び運営のサービス対価の改定の判断に用いる指標は、市の予算措置の観点から、庁内の手続き時点で入手可能な最新の情報を利用するものとしています。 物価変動の確認においては、入札公告日を基準とした指標に対して、物価変動の有無を確認する時点までどの程度の変動があったかを確認するものであることから、原案のとおりとします。	
657	事業契約書（案）	3	21	第1章	第8条	1					施設整備期間中の履行保証保険に係る手続き	第1回質問に対する回答書No.391への対応として、260610修正版にて以下のとおりとなりました。 ①事業者が被保険者となる履行保証保険契約を構成企業又は協力企業が締結できる ②上記①の場合、その保険金請求権に貴市のための質権を設定し、対抗要件を具備する しかし、履行保証保険契約を構成企業又は協力企業が締結する場合でも、当該被保険者を「事業者」ではなく「市」とし、その保険証券を市に寄託すれば質権設定・対抗要件具備は不要と考えます。 他のPFI事例と同様に、市を被保険者とする履行保証保険契約を構成企業又は協力企業が締結でき、被保険者が「市」以外のものとなる場合にのみ質権設定・対抗要件具備が必要となる規定にご修正頂きますようお願い致します。	事業契約書（案）第8条第1項について、以下のとおり修正します。 「1 事業者は、次項の定めに従い、本事業契約の締結日から同契約の終了までの間、施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務の履行を保証するため、次の各号の一に掲げる保証を付し又は構成企業若しくは協力企業をして付させなければならない。但し、事業者は自ら又は当該構成企業若しくは当該協力企業をして、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託し又は寄託させなければならない。」	

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答	
				記載例											
				第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)					
658	事業契約書（案）	4	24	第1章	第8条	5							施設整備期間中の履行保証保険の加入方法	第1回質問に対する回答書No.397を踏まえた事業契約書0610改定版では、引渡し完了確認を終えた施設整備ごとに「契約保証金を還付する規定」となりました。 契約履行保証保険の加入方法も「契約保証金を還付する規定」と同様の効果となる以下①②を許容する規定への修正をお願い致します。 ①複合施設と公園ごとに分けて施設整備に係る履行保証保険を締結できること ②公園については、部分引き渡しする区画ごとに分けて施設整備に係る履行保証保険を締結できること なお、いずれの履行保証保険の保険対象期間は事業契約成立日（議決日）であること、本修正に伴い入札価格の低減となることを念のため申し添えます。	事業契約書（案）第8条第7項に、第1項第3号から第5号までの取扱いについての定めを追加するものとし、事業契約書（案）を修正します。 「第1項第3号から5号で定める保証又は履行保証保険の締結については、本施設の引渡しの完了（解体・撤去の完了を含む。）に先だって引渡しを行う施設（解体・撤去を含む。以下本項において同じ。）について、第5項に定める区別に従い個別に付すことができるものとする。この場合の保証金額又は保険金額は、第5項各号に定める還付金額とする。但し、当該保険金額又は当該保証金額の合計金額は、施設整備費の100分の10に相当する額以上でなければならないものとする。」
659	事業契約書（案）	14	36	第4章	第3節	第38条	4						部分引渡しの手続	公園内をA・B・Cに区画し、区画A・B・Cの順に段階的に整備を行い、整備完了した区画を順次引渡す場合も、区画ごとに本条と同じ手続を実施するとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
660	事業契約書（案）	15	17	第4章	第3節	第39条	4						部分引渡しの手続	公園内をA・B・Cに区画し、区画A・B・Cの順に段階的に整備を行い、整備完了した区画を引渡す場合、国交省関東整備局の『指定部分引渡書』雛形と同様の書類交付を事業者が受ける手続きをご規定ください。 なお、国交省関東整備局の『指定部分引渡書』雛形には「下記工事の指定部分を工事請負契約書第●条第●項に基づき引渡します。」との文言があり、『指定部分引渡書』雛形と工事請負契約書（本事業では本事業契約に該当）と紐付けられています。	完成確認通知の発行後、市に対して、請求書と合わせて部分引渡し書をご提出ください。事業者からの依頼がある場合には、部分引渡し書の受領通知を発行することは可能です。
661	事業契約書（案）	19	22	第4章	第7節	第50条	1						本施設の引渡し	プロジェクトファイナンスでの融資実行に際して、金融機関から、引渡しを確認できる証憑の提出が求められます。つきましては、引渡し後に貴市から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。その場合、引渡しから発行までの期間についてもご教示ください。また、部分引渡しを行う場合につきましても同様に、部分引渡し完了後に、貴市より当該部分の引渡しを証する書面をご発行いただけますでしょうか。	完成確認通知の発行後、市に対して、請求書と合わせて部分引渡し書をご提出ください。事業者からの依頼がある場合には、部分引渡し書の受領通知を発行することは可能です。
662	事業契約書（案）	25	35	第6章	第3節	第70条	6						複合施設の一部を飲食・物販事業のために使用する件	複合施設の一部を飲食・物販事業のために使用する場合、使用料として、建物の評価額×6/100÷建物の延べ床面積×建物の使用面積をお支払するとのことですが、毎年金額は改定されるのでしょうか。もしくは最初に定めた使用料を運営期間満了まで毎年同額お支払する認識でお間違いないでしょうか。	建物の使用料は3年ごとに見直すことを想定しています。
663	事業契約書（案）	25	35	第6章	第3節	第70条	6						複合施設の一部を飲食・物販事業のために使用する件	複合施設の一部を飲食・物販事業のために使用する場合、使用料として、建物の評価額×6/100÷建物の延べ床面積×建物の使用面積をお支払するとのことですが、月払いと年払いのどちらになりますでしょうか。また、年度の途中で撤退となった場合は使用料の返金はありますでしょうか。	使用料は年度払い（先払い）で、毎年度当初（初年度は使用開始時）の目的外使用許可の決定時に支払っていただけます。また、年度の途中で撤退することになった場合は、差額を還付（返金）します。
664	事業契約書（案）	25	35	第6章	第3節	第70条	6						複合施設の一部を飲食・物販事業のために使用する件	複合施設前にテラス席を設置した場合の使用料は複合施設内の扱い、公園内の扱いどちらになりますでしょうか。	テラス席の形態により判断が異なるものと考えますが、複合施設の延床面積に含まれる場合は複合施設内（行政財産の目的外使用許可）、含まれない場合は公園内（鹿沼公園の設置管理許可）として提案してください。 上記の考え方を基本的に、提案内容や複合施設のレイアウト等を踏まえて、取扱いを決定します。
665	事業契約書（案）	25	35	第6章	第3節	第70条	6						自主事業及び事業者提案施設に係る事業と事業者の直接収入	複合施設の一部を飲食・物販事業のために使用し、屋外にテラス席等を設置した場合、その設置面積は設置管理許可の面積と考え、相模原市都市公園条例別表2の1の公園施設の設置許可による土地の使用料の金額であるという理解でよろしいでしょうか。	テラス席の形態により判断が異なるものと考えますが、複合施設の延床面積に含まれる場合は複合施設内（行政財産の目的外使用許可）、含まれない場合は公園内（鹿沼公園の設置管理許可）として提案してください。 上記の考え方を基本的に、提案内容や複合施設のレイアウト等を踏まえて、取扱いを決定します。
666	事業契約書（案）	29	23	第7章	第2節	第78条	1	(8)					本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	本号における「土地無償貸付契約」とは、何を指しているかご教示いただけますでしょうか。	土地無償貸付契約は発生しませんので削除します。
667	事業契約書（案）	29	23	第8章	第2節	第78条	1	(8)					土地無償貸付契約	本条項の「土地無償貸付契約」につき契約案をご提示ください。	土地無償貸付契約は発生しませんので削除します。

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答
				記載例	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
668	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	1										通番001への更 問	本事業における事業所税の考え方や課税金額について貴市に確認を行いたい場合、確認する 先は貴市の市民税課（諸税証明班）でよろしいでしょうか。	入札説明書に示す問合せ先にご連絡下さい。問合せ先から所管課に確認します。
669	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	6										通番020への更 問	提案審査書類に模型を作成して様式に記載した場合でも、ヒアリングに模型を提出できない との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ヒアリング会場への模型の持ち込みは認めないものとします。
670	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	13										通番049への更 問	通番049において「市内企業の育成は要求水準で求める事項」とありますが、提案において 市が評価対象として想定している「市内企業の育成」の具体的な内容について、以下の観点 でご教示ください。 ・評価される具体的な取組（例：発注割合、役割付与、人材育成等） ・評価において重視される観点（例：関与の深さ、継続性等） ・単なる発注に留まらない「育成」として期待される内容 可能な範囲で構いませんので、考え方又は具体的な方向性をご教示ください。	審査の内容については言及することができませんが、市としては「相模原市ががんばる中小 企業を応援する条例」の趣旨を踏まえ、中小企業の振興に寄与する取組等の提案を期待し ております。
671	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	15										通番60への更 問	立体都市公園の範囲である「まちづくりセンター窓口の直上階屋上」に至る経路については立体都 市公園範囲に入れることは不要と考えてよろしいでしょうか。	立体的区域への経路は都市公園の立体的区域には含まない予定です。 ただし、まちづくりセンター窓口の直上階屋上の一部が通路になっているような提案の 場合は、この通路部分も立体的区域に含まれることとなります。
672	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	16										通番068への更 問	各ゾーンをまたぐ公園施設の整備は想定していないとの質疑回答がございましたが、各ゾ ーンから主園路に庇等が出ている計画はゾーンをまたぐ計画に該当しない認識でよろしいで しょうか。	主園路は、いずれのゾーンにも含まない施設と位置付けております。そのため、各ゾ ーンの公園施設と主園路が重複する計画は考えておりません。庇は園路に必要な機能ではな いと考えるため重複できる施設とは考えておりません。
673	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	16										通番070への更 問	屋上公園エリアへの徒歩動線について、斜路ではなく階段を設け、移動円滑化経路は複合施 設内のエレベーターによる動線とする提案も認められる旨の回答をいただいております。屋 上公園エリアは、乳幼児連れ、ベビーカー利用者、高齢者、障がい者等を含む幅広い利用者 の利用が想定されるため、エレベーターによるアクセス計画について確認します。 屋上公園エリアへの移動円滑化経路は、建物内のエレベーター1基によりアクセス可能な計 画で要求水準を満たすとの理解でよろしいでしょうか。 また、複数のエレベーター動線又は屋上公園へのアクセスに配慮した配置を提案することは 可能と考えますが、共有部分の集約化を図る貴市の考え方を踏まえると、屋上専用エレベ ーターの追加設置は必ずしも求められないとの理解でよろしいでしょうか。	エレベータを利用する経路は最低限1経路の整備を求めます。屋上専用エレベータの設 置は必要ありません。 なお、屋上公園エリアへアクセスする経路は複数設けることとなりますが、市は、多様 な利用者があることを想定し、より使いやすい施設としていただくことを期待します。
674	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	21										通番90への更 問	公用施設（まちづくりセンター及び国際交流ラウンジ）を除いた延床面積が、現在の延床面 積の合計7,425㎡未満）とあり、質問（1回目）の回答にて建築基法等上の延床面積の算入を 基に考慮してください。とのご回答をいただいておりますが。複合施設から外部に庇を出す 場合、庇下部の面積についても建築基準法上の面積として算入したうえで、7,425㎡以下と する必要がございますでしょうか。	当該庇下部が建築基準法上の延床面積に含まれる場合は、複合施設全体の延床面積及び 複合施設全体の延床面積から公用施設を除いた延床面積に算入し、それぞれ、7,884㎡未 満、7,425㎡未満としてください。 なお、複合施設全体の延床面積から除く公用施設の面積については、質問No.579を参照し てください。また、当該庇下部については、按分対象となる共有部として参入してくださ い。
675	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	21										通番090への更 問	公用施設（まちづくりセンター及び国際交流ラウンジ）を除いた延床面積が、現在の延床面 積の合計7,425㎡未満）とあり、質問（1回目）の回答にて建築基法等上の延床面積の算入を 基に考慮してください。とのご回答をいただいておりますが。複合施設とは別棟で設けた屋 根下に設置している、搬入用車両及び車いす駐車場部分の面積についても建築基準法上の面 積として算入した上で、7,425㎡以下とする必要がございますでしょうか。	当該屋根下部が建築基準法上の複合施設の延床面積に含まれる場合は、複合施設全体の 延床面積及び複合施設全体の延床面積から公用施設を除いた延床面積に算入し、それぞ れ、7,884㎡未満、7,425㎡未満としてください。 なお、複合施設全体の延床面積から除く公用施設の面積については、質問No.579を参照し てください。また、当該屋根下部については、按分対象となる共有部として参入してくだ さい。

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答
				記載例	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
676	入札説明書等に関する質問(1回目)に対する回答書	29										通番127への更 問	<p>通番127のご回答では、非常用発電機設備の法定定期点検等に係る燃料費は、入札価格に含めるものとされています。一方で、当該燃料費は、点検・負荷試験の内容、市の指示による訓練、災害・停電時の稼働等により変動するものと考えます。つきましては、入札価格に含める燃料費は、通常の法定定期点検に必要な標準的な試運転・確認運転分に限り、次の場合の追加燃料費は市の負担又は協議対象となるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の指示又は防災訓練等に伴う稼働 ・災害、停電等の非常時対応に伴う稼働 ・法令改正又は消防等の指導による追加試験・確認運転 ・燃料単価の著しい変動 <p>また、入札価格に含めるべき燃料費を合理的に算定するため、点検等の想定回数、運転時間、燃料補充量又は算定条件をご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>事業者の自主点検及び法定点検に伴う燃料の利用分はサービス対価に含めるものとしませんが、市の指示による訓練での利用や、災害等にもなう停電時に必要となる燃料等に要する費用については、それぞれの事象ごとに事業契約書に従い負担を協議するものと考えております。</p> <p>また、燃料費の著しい上昇については、サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法に従い対応するものと考えております。</p>
677	入札説明書等に関する質問(1回目)に対する回答書	35										通番160への更 問	<p>通番160のご回答では、市道上への横断歩道の新設は提案可能であるものの、設置が確約されるものではなく、横断歩道が設置されなくても成立する提案とする旨が示されています。仮に、わし座通りから敷地側へ直接横断できる横断歩道が設置された場合でも、当該位置に敷地内出入口を設けると、不確定な横断歩道を前提とした動線計画となり、競争条件や審査の公平性に影響するおそれがあります。</p> <p>つきましては、競争性及び審査の適正性を確保する観点から、当該横断歩道の正面位置に敷地内出入口を設ける計画は認められず、当該位置には出入口を設けない計画とする必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、当該位置は、柵、植栽、縁石、サイン等により直接進入を抑制し、既定の公園出入口又は安全に管理できる歩行者動線へ誘導する計画とすることでよろしいでしょうか。</p>	<p>駐車場ゾーンから他のゾーンへと市道を横断する位置や経路についても、様々な提案を期待しているところですが、交通管理者との協議等により横断歩道の新設や移設が決まるため、横断歩道が設置されなくても成立する提案となるようにしてください。</p> <p>また、周辺の市道と公園の境界(歩道状空地と公園との境界)については、行き来を抑制し、利用者の安全を十分配慮した計画としてください。</p>
678	入札説明書等に関する質問(1回目)に対する回答書	38										通番179への更 問	<p>通番179のご回答に関連して確認します。鹿沼公園内の既存樹木については、樹木の健全度、安全性、施設配置、施工性、維持管理性、景観等を踏まえ、事業者が伐採、剪定、移植、植替え等を含む植栽計画を提案するものと理解しています。一方で、既存樹木の伐採については、市民意見等により、保存、伐採本数の縮減、代替植栽の充実等を求められる可能性があります。</p> <p>つきましては、市民意見等を踏まえ、本市と事業者が協議の上、必要に応じて、伐採予定樹木の保存、伐採範囲・本数の縮減、剪定・移植・植替えへの変更、代替植栽の追加等を設計に反映することは可能との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、落札者決定後又は事業契約締結後に、植栽計画・伐採計画の変更が必要となった場合は、追加費用、工程影響等を含め、本市と事業者で協議の上、取扱いを決定するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>市は、これまでの市民意見交換会の結果を踏まえて要求水準を作成しており、市民の意向は反映済みとの判断をしております。</p> <p>一方で、事業者が選定され、市民に対して具体的な公園の整備イメージが示されることにより、市民からさらなる要望が出される可能性もあります。</p> <p>このような市民意見があった場合には、市と事業者にて意見を反映する場合の影響等について確認・協議を行い、市が反映するかどうかを判断します。</p> <p>なお、市民意見は、その内容が事業者の提案に沿ったもので、事業者の負担が増加しない範囲で反映することを基本としますが、場合によっては、市の負担により事業者に反映を求める場合があります。</p>
679	入札説明書等に関する質問(1回目)に対する回答書	40										テニスコートの受付	<p>質疑回答No.185にて新設テニスコートの受付について「別途、協議となりますが、既存テニスコートのみが既存指定管理者の管理となるものと考えています。」とのご回答がございました。また質疑回答No.464にて新指定管理者の指定が令和11年4月から記載されており、令和11年4月以前にテニスコートを整備した場合は管理受付を行う者がいない状況となります。</p> <p>テニスコートの面数等の条件は既存と新設で変わらないため、新指定管理者が指定されるまでの期間については既存の指定管理者にて管理受付を実施していただけないでしょうか。</p>	<p>令和11年4月よりも前に、再整備した公園施設の一部が供用可能となる場合は、供用開始から令和11年4月までの間、事業者が、維持管理・運営を行うものとします。</p> <p>この場合、必要に応じて、事業者への業務委託等を行うものとします。</p>
680	入札説明書等に関する質問(1回目)に対する回答書	44										多目的倉庫	<p>質疑回答No.204 災害時の備蓄品(食料や水等)が別紙8,9には記載されておませんが、多目的倉庫の広さを設定するために、どの程度の量を保管する想定かお示してください。</p>	<p>折りたたみコンテナ(W530mm×D365mm×H310mm)10個分程度を多目的倉庫に保管(市が調達・管理)することを想定しています。</p>

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答
				記載例	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
681	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	86										要求水準変更時	<p>No.379の回答に関して確認です。30日間で協議が整わず貴市が一方的に定める場合であっても、事業者が客観的かつ合理的に算出した『当該要求水準の変更に伴う増減コストの見積り（削減額等）』を十分に勘案・尊重した上で、発生した増加費用と見合う範囲において変更内容を決定していただけるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>設計協議は事業者が提案した内容・価格にて進めており、仮に貴市が外部より当該増加・減額費用の見積もりを取得した上で協議に望まれた場合、その見積もりには事業者の経費が含まれていないと考えられ、その場合一方的に定められた金額では対応できないと考えられます。</p> <p>協議が整わず一方的に定める場合であっても、事業者の経費も勘案した金額にて協議いただきたいと考えます。</p>	<p>事案に応じて関係する諸事情を総合的に勘案したうえで、市が裁量に従って合理的と認める内容に決定します。</p>
682	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	107										自主事業	<p>質疑回答No.476より提案時点で使用料を算出できない場合、様式IX-11に行政財産使用料を記載する部分がございますが、そちらはどのように記載すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>提案時点においては、行政財産使用料の算定における建物の評価額を、複合施設の工事費として、使用料を算出してください。</p> <p>使用料 = $\frac{\text{建物の評価額（複合施設の工事費）}}{6/100} \div \text{建物の延べ床面積} \times \text{建物の使用面積}$</p>
683	その他											既存建物調査	<p>解体予定の既存建物について、執務室やバックヤード含めた現地を確認する機会を設定ください。</p>	<p>入札参加表明をしたグループごとに、7月下旬に実施しますので、希望される場合は、入札説明書に示す問合せ先にご連絡下さい。なお、個別に現地視察日程の調整を行います。図書館内部については、開館前の午前8時30分から9時30分の間を予定しています。</p>